

事 務 連 絡

令和7年3月26日

各都道府県防災担当主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」
報告書の公表について

平素より、防災に関する施策の推進にご協力いただき、御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、学校再開に当たって施設面での対応についてノウハウの不足等の課題が見受けられたことから、国立教育政策研究所文教施設研究センターにおいて「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」報告書が取りまとめられたところです。

- ・国立政策研究所ホームページ（新着情報）（URL：<https://www.nier.go.jp>）
- ・文教施設研究センター研究成果一覧（URL：<https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/04.html>）

また、このことについて、文部科学省及び国立教育政策研究所から都道府県教育委員会等に対して別添事務連絡が発出されたところであり、防災担当主管部局におかれましても、本報告書を参考にしながら、教育委員会との連携を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県防災担当主管部局におかれましては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

内閣府統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
TEL 03-3501-5191

各都道府県教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設主管課
各国公立大学施設担当部課
各国公私高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
国立教育政策研究所文教施設研究センター

「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」 報告書の公表について

平素より、学校施設の防災機能向上に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、学校再開に当たって施設面での対応についてノウハウの不足等の課題が見受けられました。このことから、国立教育政策研究所文教施設研究センターにおいて、令和6年10月に「被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究」研究会を設置して検討を重ね、報告書を取りまとめましたのでお知らせします。

- ・国立政策研究所ホームページ（新着情報）（URL：<https://www.nier.go.jp>）
- ・文教施設研究センター研究成果一覧（URL：<https://www.nier.go.jp/shisetsu/html/04.html>）

本報告書では、令和6年能登半島地震や平成28年熊本地震で被害を受けた学校等を調査した内容について第2章で取り扱い、現場での工夫により被災地で生じた課題を乗り越えた様々な事例を第3章で紹介するとともに、第4章では、発災後に必要となる取組のタイムラインや、タイムラインを円滑に進めるための課題、平時から実施すべき取組等を整理するなど、被災地等から得られた知見やノウハウについて、取りまとめています。

本報告書など参考にしながら、防災担当部局をはじめとした関係部局と連携し、災害が発生した際の早期の学校再開に向けて施設面で必要となる取組を平時より進めていただきますようお願いいたします。

なお、本報告書については、内閣府（防災担当）から都道府県防災担当部局に参考配布される予定であることを申し添えます。

各都道府県教育委員会施設主管課におかれましては、域内の市町村教育委員会施設主管課に対して、各都道府県私立学校施設主管課におかれては、所管の私立学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の施設主管課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知いただくようお願いいたします。

また、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知するなど、必要に応じて御判断いただきますようお願い申し上げます。

■ 本件連絡先

(報告書の内容について)

国立教育政策研究所
文教施設研究センター
深堀、平根

TEL :03-6733-6994

mail: shisetsu@nier.go.jp

(その他について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官(施設防災担当) 付
佐々木、勝又

TEL :03-6734-3184

mail:bousai@mext.go.jp

過去の大規模災害で学校施設が被災した際、施設面において、どのような課題に対してどのような工夫をしたことにより、いち早く学校再開したのか、事例を収集し、そこから学びえるノウハウ等を抽出・整理・分析することで、災害に備えるための知見を自治体等へ提供する。

アンケート調査

(石川県能登地方の
4市町11校の公立学校)

- ・職員数に関する基礎情報
- ・令和6年能登半島地震における学校再開の状況と課題について

訪問調査

(石川県能登地方の
5市町13校の公立学校)

- ・令和6年能登半島地震における学校再開に向けた施設面での課題と工夫について

ヒアリング等

(3県+9市区町)

- ・平成28年熊本地震の被災自治体や先進的な取組を行っている自治体等に学校再開に向けた施設面での取組について

アンケート調査・訪問調査・ヒアリング等から得られた課題、知見等

○ 被災地で生じた課題とそれを乗り越えた現場での工夫

- ・被災地等で発生した様々な課題とそれを乗り越えた現場での工夫を抽出し、36の工夫に分類。
 - (例)
 - ◇ 学校再開に当たって、どのように避難所機能を縮小し、教育活動エリアを確保するかが課題となった。教育委員会が、避難住民の減少傾向や県による他施設への移動希望者等の状況を見て、避難所運営のため関係者が一堂に会する会議において、学校の再開希望日や教育活動のために必要なエリアを提示。その後、関係者間で綿密に打合せし、実現。
 - ◇ 限られた教育活動エリアの中で、必要な教室を確保するため、使用頻度の低い特別教室等を普通教室に転用。

○ 発災後に学校再開に向けて施設面で必要となる取組のタイムライン

- ・発災後に学校再開に向けて施設面で必要となる取組のタイムラインを、「安全点検及び安全区域と立入禁止区域の区分け」、「避難所に開放するエリアの設定」、「教育活動エリアの確保」、「教育活動エリアの拡充及び本格的な復旧」の4つのカテゴリーに分けて整理。

○ タイムラインを円滑に進めるための課題と平時から実施すべき取組

- ・タイムラインで示された対応を円滑に進めるに当たっての課題と、その課題を解消するために平時から実施すべき取組を、タイムラインの4つのカテゴリーごとに整理。
 - (例)
 - <課題>
避難所に提供するエリアと開放しないエリアを適切に区別することが、その後の円滑な学校再開につながるが、あらかじめその方針を策定している割合が約7割に留まる。
 - <実施すべき取組>
当該方針を策定する。その際、できるだけ、避難者数に応じて段階的に避難所エリアを拡大できる柔軟で多段階の計画にする。

— 被災地における学校再開に向けた施設面での工夫 —

被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究

○安全点検及び安全区域と立入禁止区域の区分け

①少ない職員で速やかな点検

- 教委 防災** 工夫1 災害発生時の点検等について地元建設業団体等と協定を結び、速やかに点検する体制を構築
- 教委** 工夫2 学校施設の設計や工事を担当した業者を記録しておき、災害時に対応を依頼
- 学校 教委** 工夫3 教育委員会職員や教職員が参集できないことを想定した体制の構築

②安全区域と立入禁止区域の区分け

- 学校 教委** 工夫4 ロープやコーン、体育用具などで危険な箇所に立ち入らないよう表示
- 教委** 工夫5 建築構造の専門家（一級建築士や応急危険度判定士等）にアドバイスを求める

○避難所に開放するエリアの設定

- 学校 教委 防災** 工夫6 避難所としての学校施設の利用方針の作成と訓練の実施
- 防災 教委** 工夫7 体育館での温度環境やプライバシーの確保
- 学校 教委 防災** 工夫8 学校を避難所として利用する際のルール設定

○教育活動エリアの確保

①学校再開時期及び教育活動エリアの設定

- 学校 教委 防災** 工夫9 学校、教育委員会、防災部局の緊密なコミュニケーション

②限られたエリアの中で教育活動に必要な教室等の確保

- 学校 教委** 工夫10 特別教室等の集約、特別教室を普通教室等へ転用、余裕教室の活用
- 学校 教委** 工夫11 大部屋を複数クラスで使用
- 学校 教委** 工夫12 余裕スペースの有効活用（パーティション、カーテン等での仕切り等）
- 学校 教委** 工夫13 利用可能なスペースに合わせた年間スケジュールやカリキュラムの組替え
- 学校 教委** 工夫14 オンライン環境の確保とスキル向上
- 教委** 工夫15 仮設空調（ウインドウ型エアコン等）の活用
- 学校 教委** 工夫16 運動機会の確保

③複数の学校が1つの学校施設を利用して再開

- 学校 教委** 工夫17 受入れ側の校長等のリーダーシップ、受入れ側と間借りする側の緊密なコミュニケーション
- 学校 教委** 工夫18 避難所や他校が間借りしている際のエリア分けや動線分け
- 学校 教委** 工夫19 間借りする施設に合わせた小学生と中学生の体格差への配慮（机、椅子、踏み台等）
- 教委** 工夫20 生徒の広域的な集団避難

④応急復旧等

- 学校 教委** 工夫21 構造体と構造体の接合部でのわずかな段差等への対処
- 教委** 工夫22 被害が生じた給排水設備の代替措置
- 教委** 工夫23 手を洗う環境の確保
- 教委** 工夫24 一部だけでも給排水が使えることが有効
- 教委** 工夫25 建設部局や土木部局の協力
- 教委** 工夫26 まずは必要最低限の工事だけを発注
- 教委** 工夫27 協定に基づいて業者を確保

⑤発注方法の工夫

- 教委** 工夫28 緊急随契により早期発注
- 教委** 工夫29 入札となる金額の引上げ
- 教委** 工夫30 業界団体へ一括して調査業務等を委託

⑥屋外運動スペースの確保

- 教委** 工夫31 教育委員会から防災部局に対して、教育活動にはグラウンドが必要なことを説明
- 教委** 工夫32 学校のグラウンドが仮設住宅の候補地となった際の防災部局との適切な協議
- 教委** 工夫33 仮設運動場を整備

○教育活動エリアの拡充及び本格的な復旧

①迅速な仮設校舎等の発注

- 教委** 工夫34 被災度区分判定をスムーズにすることで仮設校舎や仮設体育館等の要否の判断が迅速に可能
- 教委** 工夫35 設計、工事、リース、撤去まで一括で契約することで仮設校舎や仮設体育館等を早期建設

②議会との関係

- 教委** 工夫36 議会の承認を得るタイミング



工夫4 体育用具による立入禁止措置



工夫10 特別教室を普通教室へ転用



工夫23 循環型手洗い器

— 学校再開に向けたタイムライン（施設面の対応） —

被災地における学校再開に向けた施設面での課題と工夫に関する調査研究

調査結果から得られた知見やノウハウなどを踏まえ、明らかになった課題と方策を整理し、学校再開に向けたタイムライン（施設面の対応）を作成。

学校再開に向けた施設面の対応		実施主体 (◎:主担当)	平時	発災直後	学校再開に向けて	学校再開後
学校、教育委員会、防災部局の緊密な連携		◎防災部局 ◎教育委員会 ◎学校(管理職) 関係部局				
1. 安全点検及び安全区域と立入禁止区域の区分け (課題と方策:P77 事例:P60)	教職員、教育委員会による臨時の安全点検	◎学校(教職員) ◎教育委員会	体制の構築			
	地元の専門家による2次点検	◎教育委員会 建設部局	体制の構築			
	文部科学省からの文教施設応急危険度判定士等の派遣	◎文部科学省	体制の構築			
	点検結果に基づく安全区域と立入禁止区域の区分け	◎学校(管理職)				
2. 避難所に開放するエリアの設定 (課題と方策:P79 事例:P62)	学校施設の利用方針の策定、見直し	◎学校(管理職) 防災部局 教育委員会	策定・見直し			
	避難所エリアの中核となる体育館の環境整備(空調設備、プライバシーの確保)	◎教育委員会(空調) ◎防災部局(資機材)	整備			
	被害状況や避難者数を踏まえた避難所エリアの適切な割当て	◎防災部局 ◎学校(管理職) 教育委員会 地域				
3. 教育活動エリアの確保 (課題と方策:P82 事例:P64)	学校再開時期及び教育活動エリアの設定、関係部局への共有、協力取付け	◎教育委員会 ◎学校(管理職) 防災部局等	手順の確認			
	教育活動エリア内の具体的な割り振り	◎学校(管理職) 教育委員会	手順の確認			
	応急復旧工事の実施	◎教育委員会 建設部局	体制の構築			
	運動スペースの確保	◎教育委員会 ◎学校(管理職)	方針の確認			
4. 教育活動エリアの拡充及び本格的な復旧 (課題と方策:P84 事例:P74)	教育活動エリアの拡充、充実	◎学校(管理職)	手順の確認			
	本格的な復旧工事の実施(必要に応じ、仮設校舎の契約)	◎教育委員会 建設部局	体制の構築			

発災

学校再開

課題

1. 安全点検及び安全区域と立入禁止区域の区分け

○教職員による点検では、安全か判断に迷う場面もあるため、専門家による速やかな二次点検を得られる体制が必要。

2. 避難所に開放するエリアの設定

○学校施設の利用方針が未策定等で、避難者の受入れに際し、混乱したケースあり。

○地域住民が先に学校にたどり着いたが、どこが避難所エリアで、どこが開放しないエリアかわからないため、避難者が普通教室や職員室等までに入り込み、避難生活を送るケースあり。

○体育館に空調設備が整備されておらず冷え込んだため、空調設備の設置されている普通教室に避難したケースあり。

3. 教育活動エリアの確保

○学校再開に向けて教育活動エリアを確保するためのノウハウが不足。

4. 教育活動エリアの拡充及び本格的な復旧

○どのように避難所エリアの縮小、教育活動エリアの拡充を進めるかのノウハウが不足。

平時から実施すべき取組

1. 安全点検及び安全区域と立入禁止区域の区分け

○以下の事例なども参考に、地域の実情に合わせ、発災後速やかに点検等の実施に協力を得られる体制を平時に構築。<◎教育委員会、建設部局>

—工夫した事例—

- ・地元の専門団体と協定を結び、点検やその後の応急復旧に優先的に取り組んでもらうよう体制を整備
- ・日頃の維持修繕等から学校施設の整備等に協力いただいている業者をリストアップ
- ・庁内の部局間で発注実績のある業者のリストを共有

2. 避難所に開放するエリアの設定

○避難所エリアと学校再開を見据えて開放しないエリアをあらかじめ想定し、防災部局など関係者と共有。<◎学校(管理職)、防災部局、教育委員会、地域>

○避難者数に応じ、余裕教室等を避難所エリアに段階的に開放していく、柔軟で多段階の計画にすることも重要。<◎学校(管理職)、防災部局、教育委員会>

○教職員不在時に災害が発生することも想定し、防災部局は、避難所開設・運営訓練等の機会を利用し、地域住民に対し、避難所エリアとして開放される範囲と開放されない範囲を周知。<◎防災部局、学校(管理職)、教育委員会、地域>

○教育委員会は、体育館、保健室等当初から避難所エリアに開放する諸室はもとより、避難者数に応じて段階的に開放する諸室についても、災害に備え、空調設備を整備。<◎教育委員会>

3. 教育活動エリアの確保

○国は、過去の災害での学校や教育委員会の対応やノウハウについて取りまとめ、全国の教育委員会に周知する。<◎文部科学省>

- ・学校再開時期の設定や教育活動エリア確保に向けた防災部局等との調整の進め方
- ・学校再開までに対応すべき応急復旧の程度、業者の確保・発注等
- ・限られた教育活動エリアの中での具体的な教室等の割当て
- ・1つの学校施設で複数校を再開させる際の、当該学校間での割当ての調整

4. 教育活動エリアの拡充及び本格的な復旧

○段階的に避難所エリアを縮小し、教育活動エリアを拡充した過去の災害の事例を国において収集し、全国の教育委員会に周知する。<◎文部科学省>